

著作権法（ブランドバッグの著作権による保護の限界）

【書誌事項】

当事者：A（著作権者、原審原告）vs B（原審被告）

判断主体：智慧財産法院

事件番号：107 民著上字第 15 号

言渡し日：2019 年 10 月 17 日

事件の経過：B は自ら費用を負担して謝罪記事を掲載すること。両当事者の控訴はいずれも棄却する。

【判決概要】

1. バッグのデザインは物品を入れて携帯する機能を発揮する実用機能性のデザインにすぎず、美術技巧によって思想または感情を表現するものではなく、**著作権法の保護を受けるものではないと認定した。**
2. B のデッドコピーの行為は A の商業的名声にただ乗りし、A の努力の成果を詐取り、取引秩序に重大の影響を与え、明らかに公平性を失うため、公平交易法第 25 条の違反を構成すると認定した。

【事実関係】

1. ブランドバッグメーカーである A は、バッグのデザインが美術著作権を有するとともに、当該バッグのデザインが著名な表徴を構成すると主張し、B の販売するバッグのデザインは A のバッグのデザインと同じであり、B の複製行為は、A の美術著作権を侵害し、かつ公平交易法第 22 条第 1 項の著名表徴を保護する規定に違反し、公平交易法第 25 条の取引秩序に影響を与える欺罔または公平性を失う行為を構成するとして智慧財産法院に提訴し、侵害排除及び損害賠償を請求した。
2. 一審の智慧財産法院は、ブランドバッグは著作権の保護を受ける美術著作物であると認定し、B の複製行為は著作権の侵害を構成すると認定した。しかし、本件ブランドバッグは著名な表徴には該当しないうえ、公平交易法第 25 条は補充規範であり、厳格に適用しなくてはならないため、A の公平交易法に基づく一切の請求を認めなかった。また、本件は謝罪記事を掲載する必要はないと認定し、B は自ら費用を負担して謝罪記事を掲載しなければならないという A の請求を棄却した。A 及び B はいずれも一審の智慧財産法院の判決を不服として、二審の智慧財産法院に控訴した。

【判決内容】

1. 二審の智慧財産法院は、バッグのデザインは物品を入れて携帯する機能を発揮する実用機能性のデザインにすぎず、美術技巧によって思想または感情を表現するものではなく、著作権法の保護を受けるものではないと認定した。
2. また、当該バッグは、その広告量、販売期間、売上額などからみて、著名な表徴を構成する程度に達していないため、公平交易法第 22 条の違反を構成しないと認定した。
3. しかし、B はインターネットを通じて A のデザインをデッドコピーしたバッグを販売し、両者が同一または一定の関係があると関連消費者に誤認させ、関連消費者の注意力を誘引し、B の取引機会を向上した。B の行為は A の商業的名声にただ乗りし、A の努力の成果を詐取していることが明らかであるため、公平交易法第 25 条の違反を構成すると認定した。

【専門家からのアドバイス】

1. 本件の係争商品はブランドバック「Celine Luggage」「Givenchy Pandora」「Givenchy Antigona」である。一審判決は、バッグのデザインに美術の技法が施されているため、著作権法による保護を受けられると認定した。つまり、「前掲バッグに関して、その全体のデザイン、色合い、雰囲気、仕切り仕様等の表現手法は、唯一又は極少数派ではないため、『有限表現』に該当しない。創作者それぞれがたとえ同じコンセプトに基づいて創作をしたとしても、異なる表現手法を駆使することができるため、一定の創作性が認めれる。」ことを理由に、「前掲バッグはいずれも美術の技法を用いた表現が見られるため、著作権法によって保護を受ける美術の著作物に該当する」と認定した。
2. 対して二審判決は、一審判決を覆し、本件バッグのデザインは著作権法上の保護を受ける美術の著作権に該当しないと認定した。つまり、「作品が美術の著作物に該当するか否かの判断は、美術の技法を用いた表現が見られることを要件とすべきである。作品は、美術の技法を用いて思想や感情を表現したものではなく、美術の技法を駆使して創作されたものでもないときは、美術の著作物として認定することができない。」ことを理由に、係争バッグのデザインは実用性・機能性に着目して創作された商品であり、美術的技法を駆使して創作されたものではないとして、美術の著作物として著作権による保護を受けることができないと認定した。
3. 一審判決も二審判決も共に、実用性を重視したものが美術の著作物に該当するか否かを判断するにあたって、「美術の技法を用いて思想や感情を表現したものであ

るか否か」という点に特に重きが置かれており、当該判断基準には差異がない。しかし、それに基づいてそれぞれが判断したところ、全く正反対の結論が得られたことから、実用性を重視したものの外形デザインに「美術の技法を用いた思想や感情の表現」が見られるか否か、それに基づいて美術の著作権として著作権による保護を受けられるか否かの判断は、ある程度裁判官自身の経験則や主観的判断に委ねられていることが分かる。

4. 将来的には、本件に関する二審裁判所の判決結果によって、実用性を重視した物のデザインが美術の著作物に該当することを主張する際の権利者の立証責任の負担が重くなるおそれがある。それを踏まえて、製品の外観デザインを保護するために、権利者が意匠（設計専利）登録出願して意匠権（設計専利権）を取得することを提案したい。物品の「形状」、「模様」、「色彩」又はその組み合わせがいずれも「意匠権」による保護の対象となるため、権利主張が比較的容易にできるという利点があり、なお、意匠権の保護期間は出願日から 15 年である。また、商標権（立体商標、連続図案商標など）を取得することも有効である。商標権の保護期間は登録から 10 年間で、更新が可能である。
5. 今後の参考として、一審判決と本件二審判決の認定をまとめて以下の表で説明する。一審判決は、ブランドバッグは著作権の保護を受ける美術著作物であると認定し、B の複製行為は著作権の侵害を構成すると認定した。しかし、A の公平交易法に基づく一切の請求を認めなかった。二審判決は、著作権法による保護と公平交易法 22 条による請求は認めなかったが、B の行為は A の商業的名声にただ乗りだとして公平交易法第 25 条による保護を認めた。

	一審判決	二審判決
著作権法保護対象	◎	×
公平交易法 22 条著名な表徴	×	×
公平交易法 25 条一般条項	×	◎